

令和3年12月
農林水産省

令和4年度税制改正主要事項

- 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物等については35%）の割増償却ができる措置を講ずる。（所得税・法人税）
- 2 みどりの食料システム戦略を実行するための法整備を前提に、同法の環境負荷低減に係る計画の認定を受けた農林漁業者が、一定の機械装置、建物等の取得等をして、環境負荷低減に係る活動の用に供した場合には、その取得価格の32%（建物等については16%）の特別償却ができる措置等を講ずる。（所得税・法人税）
- 3 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する。
（所得税）